役員報酬規程

学校法人 ピーエル学園

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人ピーエル学園(以下「この法人」という。)の寄 附行為第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要 な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
 - (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
 - (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
 - (5)費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる交通費、宿泊費、 経費等をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員は無報酬とする。

(費用に対する支給)

- 第4条 交通費については別に定める旅費規程に基づいて支給する。
 - 2 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、 理事長の決裁によってこれを支給する。
 - 3 決裁内容については必ず理事会で報告をしなければならない。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、 別に定める。

(效廃)

- 第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。
- 附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。